

知事許可漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号。以下「規則」という。）第4条第1項に掲げる漁業の許可に関する取扱いについては、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(申請又は届出の経路機関)

第2 漁業に関し知事に申請又は届出をしようとする者は、福島県水産事務所長を経由して申請し、又は届け出なければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針（平成5年8月1日）は廃止する。